

ジェイティービー健康保険組合体育奨励費補助金支給規程

(平成10年 4月 1日一部改定)

(平成12年11月20日一部改訂)

(平成13年3月14日健保名称変更)

(平成23年4月1日一部改訂)

(目 的)

第 1 条 この規程は、ジェイティービー健康保険組合（以下「健保組合」という。）の被保険者及び被扶養者が、健保組合の主催もしくは健保組合と各事業主（事業所）または労働組合との共催による体育奨励行事に参加したとき、その費用の一部を補助することにより、健康づくりと疾病予防に資することを目的とする。

(補助の対象となる体育奨励行事の範囲)

第 2 条 健保組合が補助する体育奨励行事の範囲は、広報誌及びホームページに掲載する次のとおりとする。

1. 運動会や各種球技大会
2. 健康づくりプログラム
3. ハイキング・キャンプ・スキー・ウォークラリー・オリエンテーリング
4. その他生活習慣改善や身体及び精神的に活力を生み、健康保持増進に資する行事

(補助金の額)

第 3 条 健保組合が支給する補助額は、健保組合・事業主（所）・参加者が共同で実施する場合、それぞれが負担することとし、健保組合は事業主（所）の被保険者数に対し一定の額を乗じた補助を行う。

1. 被保険者数は、事業主（所）における 4 月末の人員をいう。

(予算の通知)

第 4 条 健保組合は、前年実績に基づき策定した予算を、組合会に諮って予算計上を行い、その旨を事業主（所）に通知する。

(補助対象行事の計画策定と申請)

第 5 条 補助対象行事を計画する事業主（所）は、健保組合所定の体育奨励実施計画書（別に定める）を提出する。

(行事の実施報告と補助金の申請)

第 6 条 計画に基づき承認を受けた行事が終了したときは、当該事業主（所）は、速やかに健保組合所定の体育奨励実施報告書（別に定める）に必要な証票を添付の上、健保組合に補助金の申請を行う。

(補助金の支給)

第 7 条 健保組合は前条により提出された実施報告書を審議し、適正と認めたときは速やかに補助金を支給する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めのない事項について健保組合は、その都度関係者と協議し、理事会がこれを決定するものとする。

附 則

1. この規程は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
2. 第 2 条及び第 3 条の改正は平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
3. 第 1 条、第 3 条～8 条の内容整備及び字句訂正は平成 12 年 11 月 20 日から適用する
4. 第 2 条 3 項の削除、同 2 項及び 5 項の字句の改訂、第 3 条補助金の割合を補助金の額に改訂し字句及び 1 項を追記し平成 23 年 4 月 1 日から適用する。